

行政文書開示決定通知書

殿

国土交通省
東京航空局長
藤田礼子



令和4年4月1日付けで請求され、4月8日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・東京国際空港航空機氷塊付着状況調査報告書(令和4年3月)

請求文書名：東京国際空港航空機氷塊付着状況調査
(落札決定日令和4年1月26日)に係る成果物(報告書及び
参考資料等)

2 不開示とした部分とその理由

・航空会社名、出発地、機種、機体、便名等、個別の法人の特定につながるおそれがある一連の情報については、これを公にした場合、当該法人の今後の営業活動において、正当な利益が損なわれるおそれがあることから、法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

・本調査は、行政機関が法人に協力を要請して、許可を受けた上で得た情報が含まれており、これらの情報は法5条第2号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったこと